

< 馬の改良増殖、保護利用増進及び馬事知識の普及事業（公益目的事業）実施計画 >

第1 一般会計予算事業

1. 登録事業

北海道においては輶系馬、乗系馬及び小格馬、岩手県においては輶系馬及び乗系馬、青森、島根、熊本、宮崎の各県においては輶系馬を主体に登録を行う。

また、その他の地域においても、隨時、登録を行う。

(1) 登録事務の推進

登録事務の適正かつ円滑な実施を図るため、本部及び北海道事務所に技術者、事務員を配置して登録事務に当たるほか、関係団体等の協力を得て登録事務の推進を図る。

ア、登録審査委員の委嘱

登録審査委員については、人事異動等必要に応じ、本会役職員、学識経験者、関係団体の役職員のうちから適任者を委嘱（任命）する。

イ、登録審査委員研究会の開催

登録審査を厳正に実施するため、登録審査委員を対象に登録実務者研究会を開催し、審査技術の向上を図る。

(2) 登録の審査

登録申込みのあった馬については、関係書類及び実馬を審査して登録を行う。

[登録見込頭数] (単位:頭)

区分	輶系馬	乗系馬	小格馬	在来馬	計
血統登録	1,130	206	165	141	1,642
繁殖登録	233	50	50	38	371
個体識別	—	44	37	—	81
計	1,363	300	252	179	2,094

(3) 登録証明書の発行等

登録証明書を交付するとともに、登録情報をインターネットで開示する。

(4) 登録事務の整備

電算機を利用して登録情報等の集積・管理・提供を行う。

(5) 登録業務の普及啓発

登録申請等の簡便化や各種馬事知識の普及啓発を図るため、当協会のホームページを逐次更新する。

2. 乗用馬等の生産育成振興事業

(1) 乗用馬等の生産育成指導

ア、生産育成指導管理

乗用馬の生産育成を指導促進するため、指導技術者及び事務員各1名を置く。

イ、乗用馬の生産育成促進指導

(ア) 北海道地区及び岩手県遠野地区等の乗用馬生産基盤を強化するため、現地に適した生産体制に係る検討会の開催及び生産地で開催される乗用馬市場のせり名簿等の作成について協力する。

(イ) 乗用馬の資質の向上を図るため、優良な血統の雌馬を購買・配置するほか、生産地に本会有種雄馬を配置し、その利用促進を図る。

(2) 日本在来馬の保存活用推進

ア、連絡調整事務

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動の円滑な運営と活性化を図るため連絡調整事務等を行う。

イ、日本在来馬の保存登録

在来馬の保存のため、北海道和種、木曽馬、野間馬、対州馬、宮古馬及び与那国馬について登録を行う。

ウ、保存活用推進会議の開催

日本在来馬の保存活用に係る各馬種団体の保存活動及び利活用等の意見を交換し、諸問題の課題の検討及び今後の在来馬の保存の在り方について広く議論を行うための会議を開催する。

(3) 馬事振興検討会の開催

日本中央競馬会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策等について検討を行うため、必要に応じ、連絡協議会を開催する。

3. 農用馬等の生産振興対策事業

(1) 農用馬の整備

農用馬の資質向上と増産を図るため、農用馬の整備と生産地への適正配置を行う。

ア、種雄馬の借受配置（転貸）

家畜改良センター十勝牧場で生産育成された純粹種を借り受け、主要生産地に配置する。

イ、種雄馬の購買配置

ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の中から種雄馬として3頭を購買し、主要な生産地に配置する。

ウ、種雌馬の購買配置

(ア) 外国から改良に必要な純粹種を購買し、主要な生産地等に配置する。

(イ) ばんえい競馬引退種雌馬を買い上げ北海道の主要産地に配置する。

(2) 農用馬の生産推進

ア、農用種雄馬の適正配置

(ア) 種雄馬配置協議会の開催

家畜改良センターから借受けた種雄馬の適正配置を図るため、配置協議会を開催する。

(イ) 種雄馬の管理指導

- i, 配置種雄馬の管理を適正に行うため、管理状況の把握と管理指導を行う。
- ii, 交配種雄馬の選定、配置転換及び登録審査等の参考に資するため、種雄馬名簿を作成し、関係者に配布する。

イ、農用馬の生産振興

(ア) 農用馬の生産技術の指導

農用馬の生産を促進するため、技術者及び飼養者を対象とした技術講習会等を開催する団体に指導奨励金を交付する。

(イ) 研修会等の開催

馬技術者の養成及び生産技術の向上を図るため、馬事技術者養成講習会、馬診療技術研修会、生産技術研修会、削蹄技術研修会及び馬の扱い手技術者養成研修会を開催する。

4. 馬事普及啓発推進事業

(1) 馬事普及特別対策事業

ア、イベント活性化推進事業（定額助成）

地方競馬場及び畜産関係団体等が畜産フェア、農業祭等において開催する馬事普及教室等に対し、その経費を助成する。

イ、生産技術研修事業（定額助成）

農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研修に対し、その経費を助成する。

ウ、調査研究事業（定額助成）

農業協同組合、農業協同組合連合会等及び農用馬生産地域の生産集団等が行う生産技術調査・研究開発に対し、その経費を助成する。

エ、共進会等推進事業（定額助成）

農用馬生産地域の生産集団等が行う共進会の活性化を図るため、その経費を助成する。

(2) 馬事思想普及教材配布事業

馬への関心や親しみを広く一般の人々に持つてもらうための普及啓発用教材（パンフレット等）を作成・配布し、馬事思想の普及向上を図る。

(3) 馬事関係資料収集事業

国内外の馬事関係資料の収集、リニューアル及び海外文献を翻訳又は分析して普及啓発資料として活用し、馬事思想の普及向上を図る。

(4) 優良農用馬学術調査事業

農用馬の生産技術の向上及び改良増殖推進に資するため、以下の大学と共同で学術調査を行う。

ア、運動能力力学調査研究（山口大学との共同研究）

農用馬の生産技術の向上及び改良増殖推進に資するため、ばんえい馬の牽引能力に係る運動メカニズム解明のための学術調査を行う。

イ、B L U P 法馬能力検定調査（京都大学との共同研究）

ばんえい競走馬及び家畜改良センター十勝牧場繫養馬の体型測尺値と線形審査結果、ばんえい競争成績及び産肉成績のデータの提供を受け、B L U P 法アニマルモデルを用いた評価を検証するための学術調査を行う。

ウ、整形外科疾患調査研究（帯広畜産大学との共同研究）

農用馬の生産技術の向上及び改良増殖推進に資するため、間接鏡用カメラシステムの構築を行い、整形外科疾患の対応高度化を図るための学術調査を行う。

(5) 優良農用馬生産者表彰事業

農用馬の生産意欲を喚起するため、ばんえい競馬の生産の指標となる基幹 2 競走の出走馬の生産者及び特に優良な繁殖成績を示す馬（多産馬）等に対して表彰する。

(6) 農用馬等生産振興推進会議

農用馬の主要馬産地を 3 地区（北海道・東日本・西日本）に区分し、各地区的意見を集約し、事業の立案及び今後の農用馬生産振興に資するための検討会を開催する。

(7) 馬事振興検討会の開催

地方競馬全国協会及び馬事関係団体が連携して取り組むべき馬事振興策等について検討を行うため、必要に応じ、連絡協議会を開催する。

5. 食肉処理施設調査事業（委託調査）【新規】

馬の処理実績がある国内食肉処理施設に対し、馬の食肉利用の実態把握等の調査を行う。

6. 馬の輸入精液証明書発給等事業

(1) 馬の輸入精液証明書発給等事業

仏国から日本国向けに輸出される馬精液に係る日本国内向け精液証明書の発給及びこれに関連する業務を行う。

(2) 馬精液等輸出入に係る実態調査事業

今後の馬精液等の輸出入の円滑な実施に向け、馬精液等の諸外国における交渉窓口、製造販売等の実態や輸出手続等についての実態調査等を行う。

7. 家畜改良体制運営事業

家畜改良事業団が行う家畜改良データバンクに種馬登録データの入力を行い、登録データの活用を図るとともに、馬の個体情報の統一的な管理を行うため馬事関係団体の登録馬をホームページ上で一致させる業務を行う。

8. 褒賞事業

農用馬等の生産振興を図るため、地域で行われる馬の共進会の優秀馬、ばんえい競馬の重賞・特別競走の優勝馬や出走馬、全国装蹄競技大会優勝者等に対する褒賞を行う。

9. 広報事業（法人管理事項を含む。）

ホームページを活用した広報活動を行うとともに、年2回、「馬事協会だより」を発行し、会員サービスに努めるものとする。

第2 特別会計予算事業

1. 在来馬種保存事業

日本在来馬種保存のため、次の事業を行う。

(1) 在来馬種保存事業

日本在来馬種を保存、利活用するために必要な飼育管理費、保存活用研究費及び施設等整備費を助成するとともに飼養管理技術の向上を図るために専門家を派遣する。

(2) 絶滅危惧種対策事業

絶滅が危惧される3馬種（野間馬、対州馬、宮古馬）については、(1)に加えて必要な施策（施設整備、繁殖技術指導）を行う。

(3) 寄付金活用対策事業

寄付金を活用した在来馬種の繁殖成績向上に必要な機械・器具等の貸付事業を実施する。

2. 人工授精普及定着化事業（平成30～令和2年度）

馬輸入精液の有効活用を図り、基礎繁殖牝馬群形成のため、次の事業を行う。

(1) 事業推進委員会開催等事業

ア、事業推進委員会

学識経験者等からなる事業推進委員会を開催し、事業の総合的な実施方針等の検討を行うとともに事業終了に伴う自己評価を行う。

イ、専門委員会

学識経験者等からなる専門委員会を開催し、輸入凍結精液の受胎率等の効率的なデータ収集及び分析に向けた取り組みの検討及び授精師の技術向上等の取組の検討を行う。

(2) 凍結精液利用体制確立事業

輸入凍結精液の利用体制の確立及び輸入した凍結精液を一時保管できる体制を整備する。

(3) 目的別基礎繁殖牝馬群形成モデル事業

競技用、乗用（乗用ポニー、セラピー用のものを含む。）など用途毎に高い能力或いは適性を備えた馬の改良・増殖を図るための基幹となる基礎繁殖牝馬群の実証モデルとして当協会が保有する血統データを基に選定した牝馬と輸入凍結精液の交配により目的別に高能力・高適性の繁殖用牝馬を生産する。

< 法人管理事項 >

○ 総会等の開催

当協会の事業運営について審議・協議するため、総会、理事会等を適宜開催する。